

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	水道基本料金免除事業	①-物価高騰による影響を受ける市民等のため、水道基本料金を免除することで支援するもの。 ②③-一般会計から負担金242,750千円 <内訳> ・システム改修費等:2,750,000円 ・免除額:240,000,000円(※合算額の10万円未満切り下げ) A地区120,974,568円(60,487,284円×2調定) + B地区119,376,884円(59,688,442円×2調定) =A地区とB地区合計:240,351,452円 ④-富士見市と給水契約を結んでいる市民・市内事業者等(公共施設を除く)	R7.11	R8.2
2	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	区域外水道基本料金給付事業	①-物価高騰による影響を受ける市民等の負担軽減のため、事業No5の支援対象外となる他自治体から給水を受けている市民や事業者に対し、本市の水道基本料金相当額(4か月分)の給付を行うもの。 ②③-総事業費:2,096,000円 ・区域外水道基本料金給付金:1,715,000円 [(263件×1,980円+154件×2,134円+3件×2,640円)×2調定] =1,714,592円(※合算額の千円未満切り上げ) ・消耗品費:20,000円 ・印刷製本費:87,000円 ・役務費:274,000円(郵送料・口座振込手数料) ④-区域外給水契約を結んでいる市民・市内事業者等(公共施設を除く)	R7.11	R8.2
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食事業	①-市内小中学校に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、高騰する食材費を賄う学校給食費の値上げ相当分を支援するもの。 ②③-小中学校給食費値上がり相当分 42,254千円 ・賄材料費490,854千円(喫食者数・価格高騰率反映) - 学校給食費徴収金等448,600千円 = 42,254千円(教職員分を除く) ④-市内小中学校の児童・生徒及び保護者	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	特別支援学校給食事業	①-市内特別支援学校に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図るため、高騰する食材費を賄う学校給食費の値上げ相当分を支援するもの。 ②③-特別支援学校給食費値上がり相当分 868千円 ・賄材料費10,244千円(喫食者数・価格高騰率反映) - 学校給食費徴収金等9,376千円 = 868千円(教職員分を除く) ④-市内特別支援学校の児童・生徒及び保護者	R7.4	R8.3